

### 3 大阪湾及び播磨灘の水質汚濁

#### (1) 大阪湾及び播磨灘のCOD対策並びに大阪湾の富栄養化対策

##### ア 当該課題に係る状況

##### (ア) 大阪湾及び播磨灘の状況

大阪湾は、臨海部に工業地帯があり、後背地には人口集中地帯を抱えているため、流入する汚濁負荷が大きい。また、外洋水との交換が悪い閉鎖性水域であることから、富栄養化の状態となっている。

播磨地域は、温暖な気候や広い沖積平野があり、古くから農業を中心として栄えてきたが、現在は、臨海部に重化学工業主体の工業地帯が形成されている。東部の沿岸は、埋立などにより、海岸線の人工的改変が進んでいるが、西部には、地形の入り組んだ自然のままの海岸線が残っており、海水浴や潮干狩りなどのレクリエーションにも利用されている。

##### (イ) 大阪湾及び播磨灘の水質の推移と考察

##### A 大阪湾のCOD

平成13年度の測定結果では、当地域地先の大阪湾(1)(C類型)及び兵庫運河(C類型)は環境基準を達成しているが、沖合部の大阪湾(2)(B類型)大阪湾(3)(A類型)大阪湾(4)(A類型)及び大阪湾(5)(A類型)では環境基準を達成していない。

環境基準を達成していない水域の水質(COD75%値。以下同じ。)の経年変化は図2-1-19～に示すとおりであり、横ばいないしやや悪化の傾向となっている。

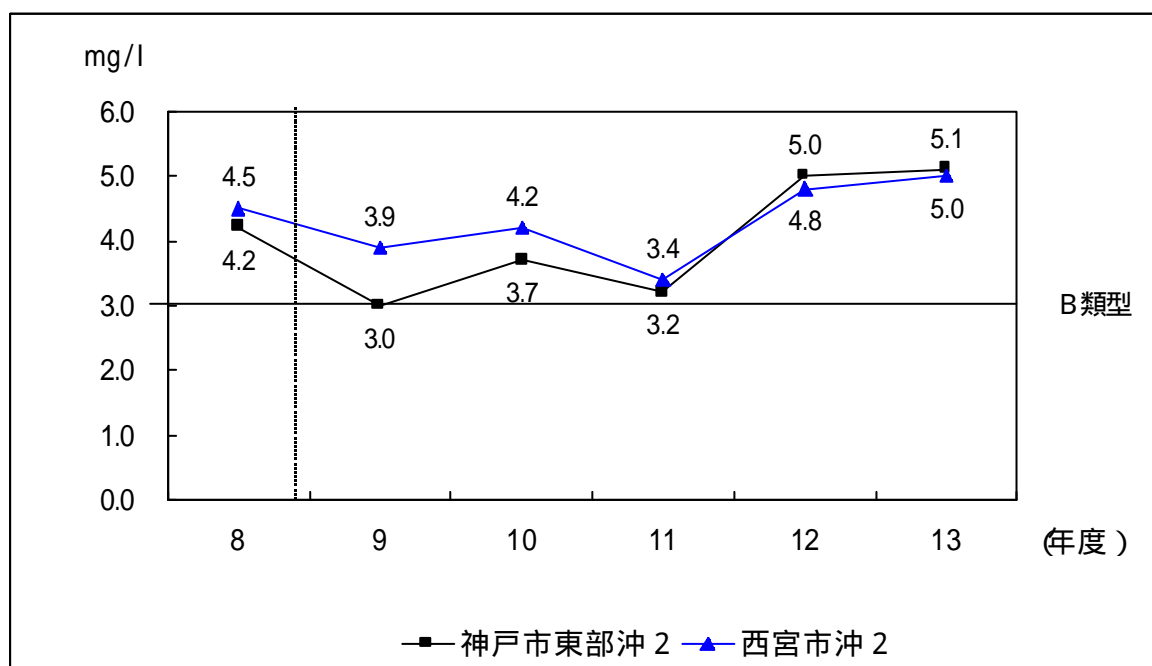


図2-1-19 大阪湾(2)海域におけるCOD濃度の推移

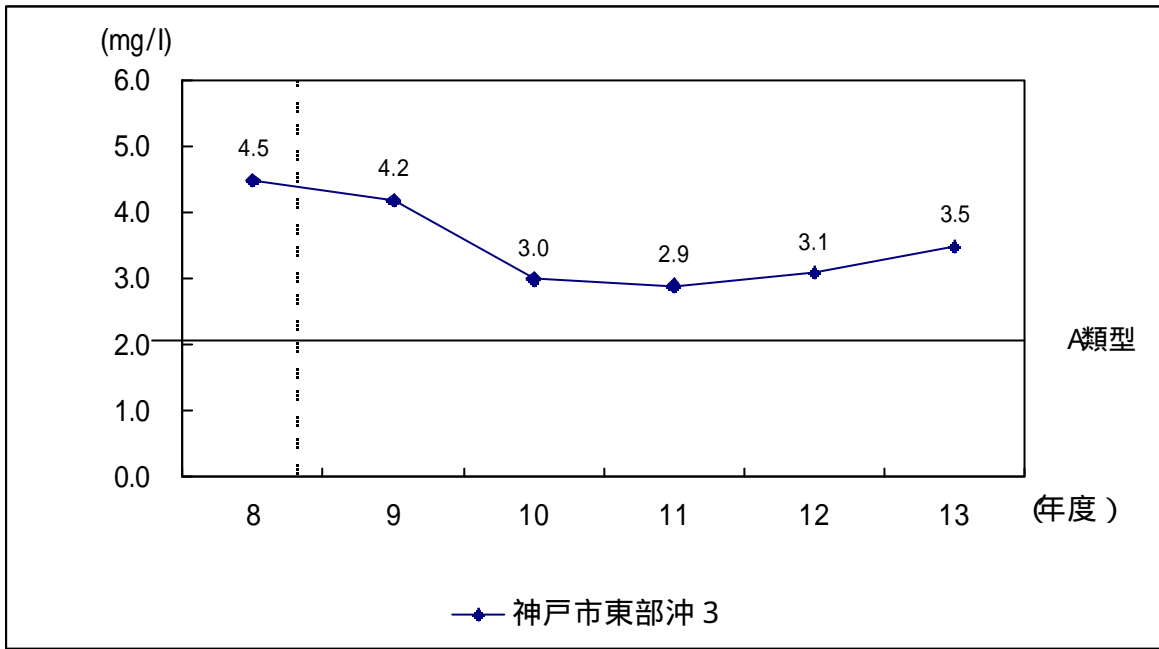


図 2 - 1 - 19 大阪湾 ( 3 ) 海域における C O D 濃度の推移

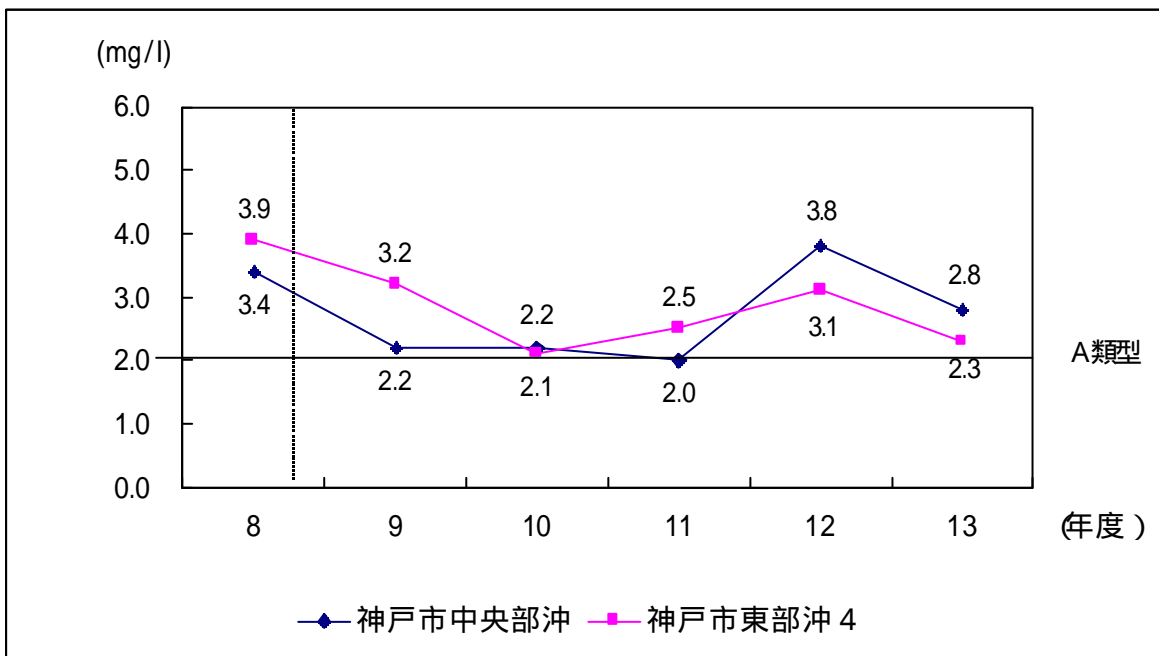


図 2 - 1 - 19 大阪湾 ( 4 ) 海域における C O D 濃度の推移

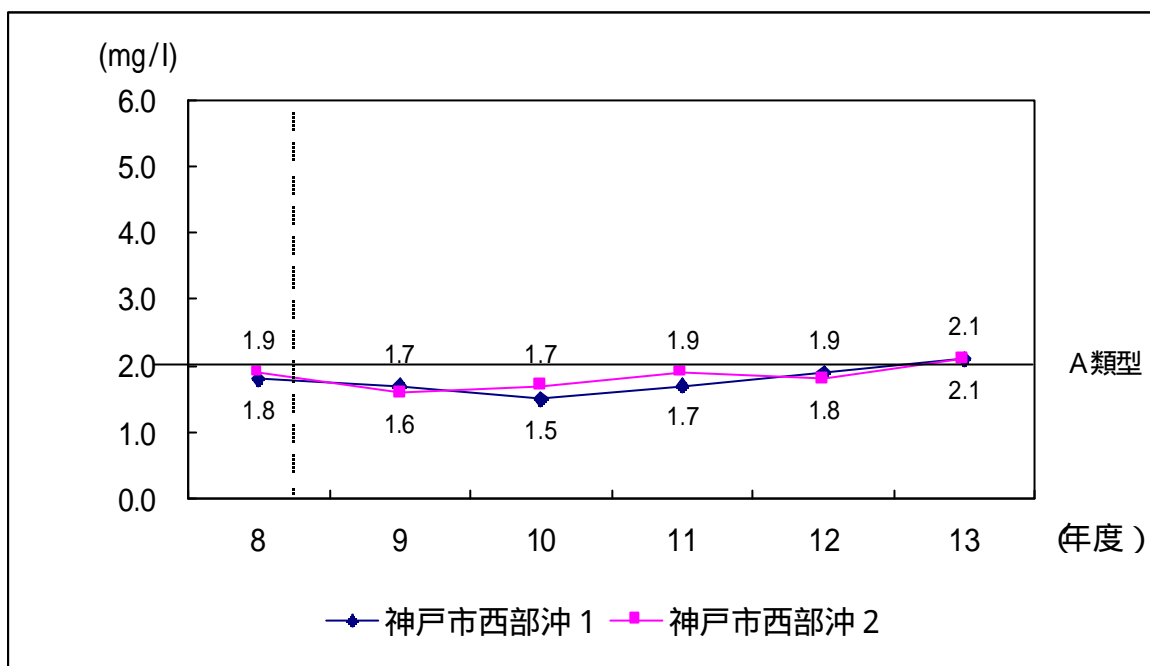


図 2 - 1 - 19 大阪湾 ( 5 ) 海域における C O D 濃度の推移

#### B 播磨灘の C O D

平成13年度の測定結果では、当地域地先の播磨海域(1)～(10) ( C 類型 ) 沖合部の播磨海域(12) ( B 類型 ) は環境基準を達成しているが、播磨海域(11) ( B 類型 ) 及び播磨海域(13) ( A 類型 ) では環境基準を達成していない。

環境基準を達成していない水域の水質の経年変化は図 2 - 1 - 2 0 ～ に示すとおりであり、横ばいしないしやや悪化の傾向となっている。

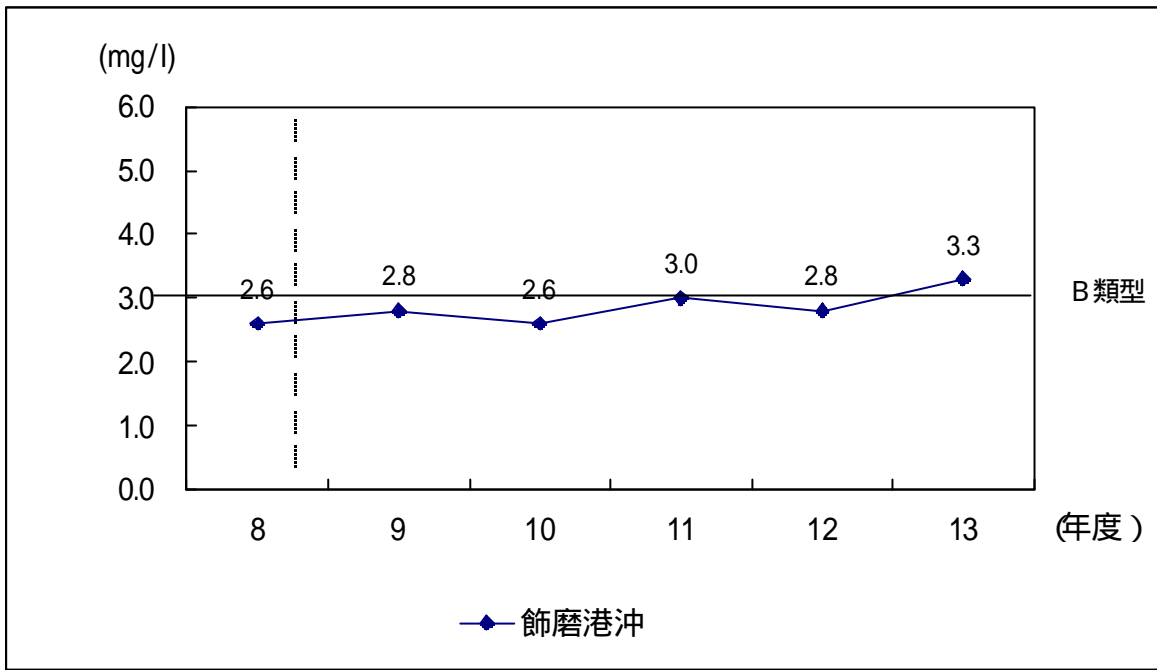


図 2 - 1 - 2 0 播磨灘 ( 11 ) 海域における C O D 濃度の推移

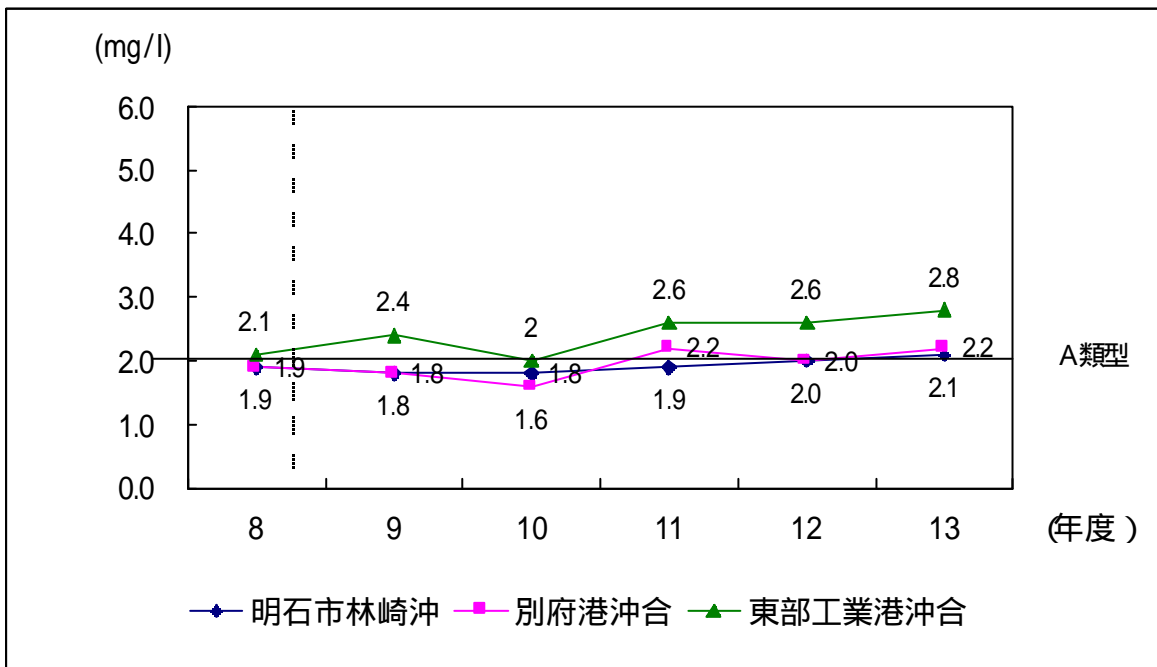


図 2 - 1 - 2 0 播磨灘 ( 13 ) 海域における C O D 濃度の推移

C 大阪湾の全窒素及び全<sup>りん</sup>燐

平成13年度の測定結果では、当地域地先の大阪湾(イ) ( 類型 ) は全窒素、全<sup>りん</sup>燐とも環境基準を達成しているが、沖合部の大阪湾(ロ) ( 類型 ) 及び大阪湾(ハ) ( 類型 ) では全窒素、全<sup>りん</sup>燐とも環境基準を達成していない。

環境基準を達成していない水域の全窒素及び全<sup>りん</sup>燐の水質の経年変化は図2-1-21 ~ に示すとおりであり、横ばいの傾向となっている。

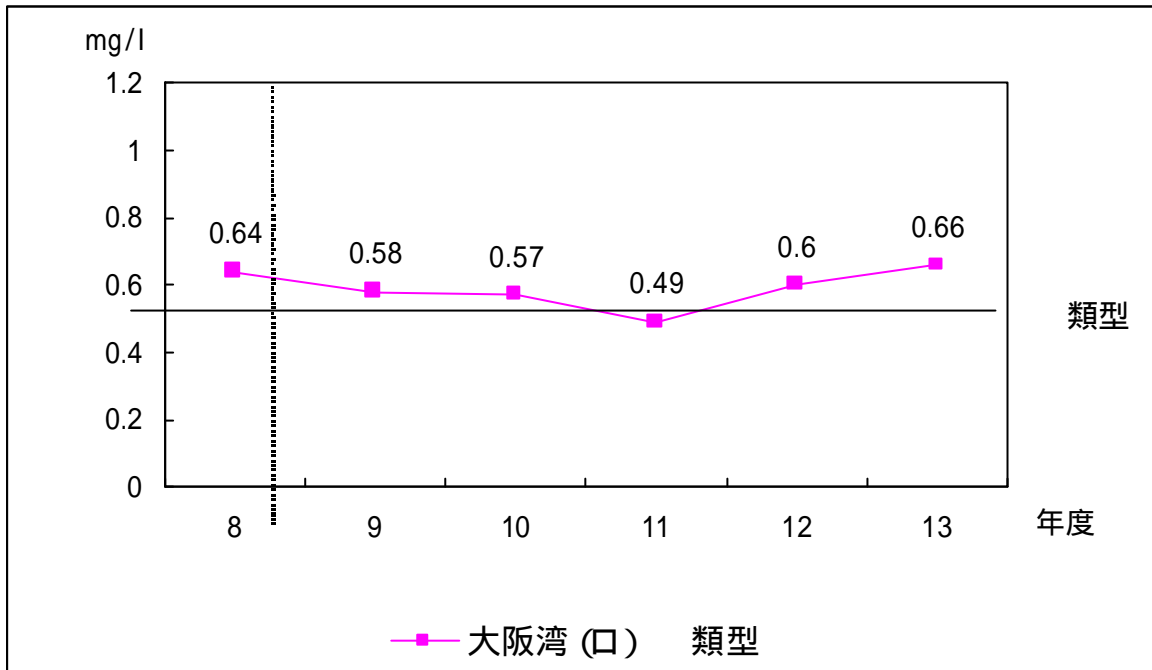


図2-1-21 大阪湾(ロ)海域における全窒素濃度の推移

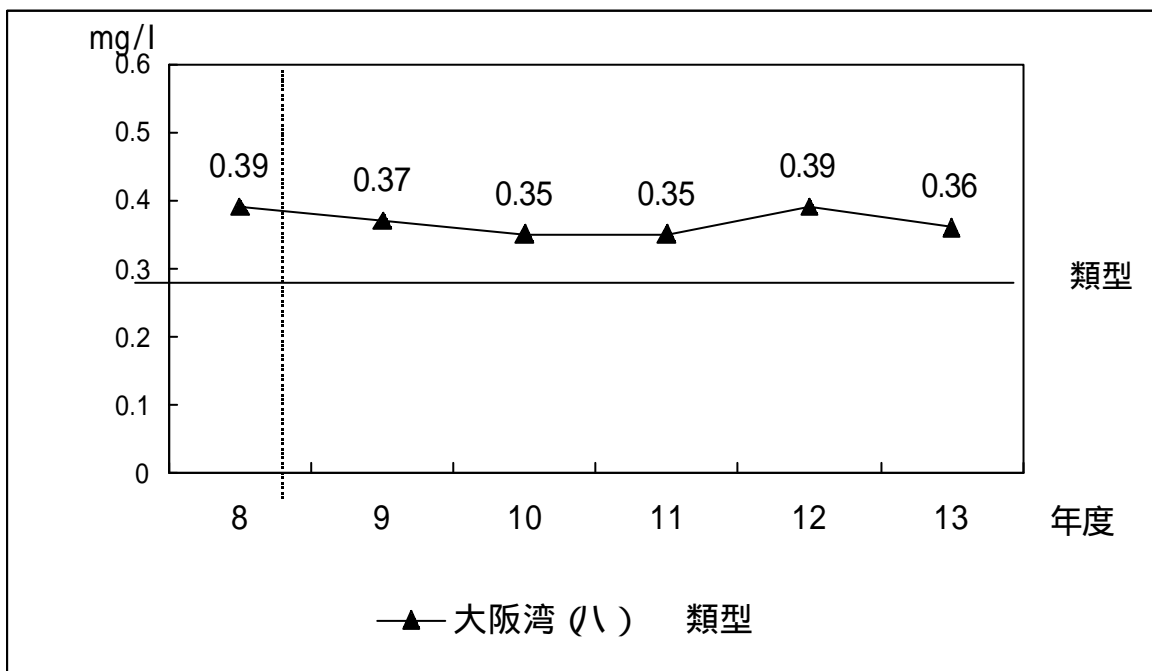


図2-1-21 大阪湾(ハ)海域における全窒素濃度の推移

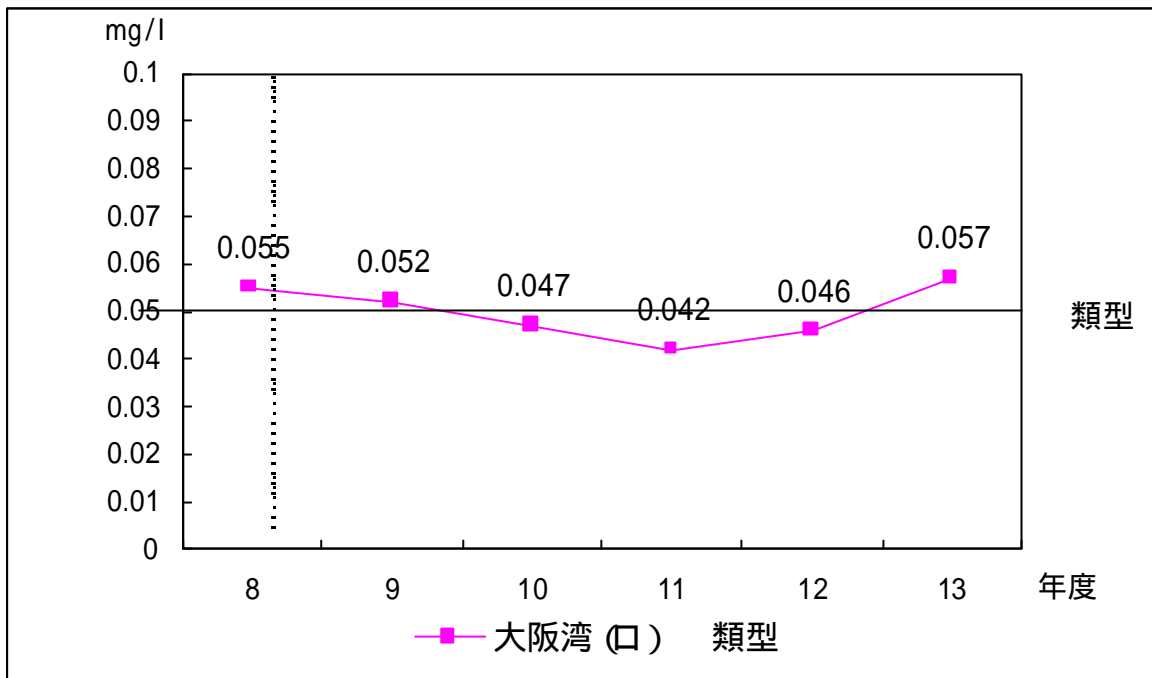


図 2 - 1 - 2 1 大阪湾(口) 海域における全りん濃度の推移

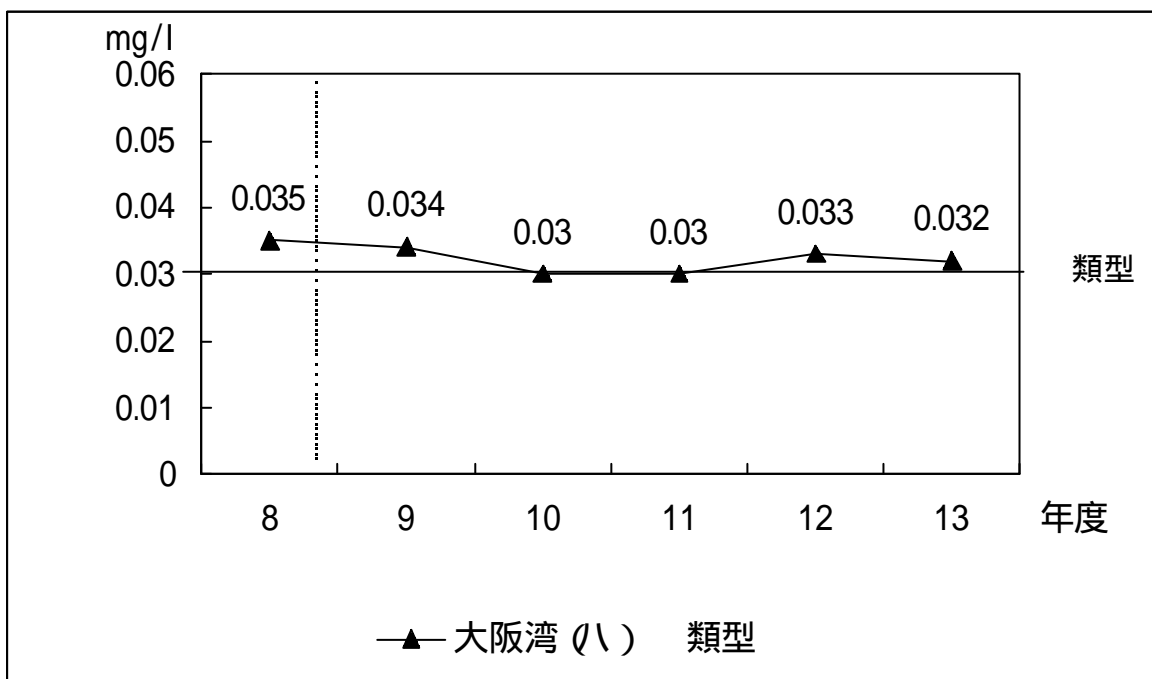


図 2 - 1 - 2 1 大阪湾(ハ) 海域における全りん濃度の推移

#### D 赤潮の発生状況

赤潮の発生状況は、表 2 - 1 - 2 0 のとおりである。

表 2 - 1 - 2 0 赤潮の水域別発生件数

	大阪湾	播磨灘	計
昭和55年度	4 2	2 9	7 1
昭和60年度	3 9	3 1	7 0
平成 2 年度	3 0	1 5	4 5
平成 7 年度	2 1	2 6	4 7
平成 8 年度	2 7	2 2	4 9
平成 9 年度	2 8	4 1	6 9
平成10年度	2 4	2 2	4 6
平成11年度	2 6	2 4	5 0
平成12年度	2 4	2 5	4 9

(注) 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所発行「瀬戸内海の赤潮」による

#### イ 当該課題に係る要因分析

CODについては、水質総量規制の実施により着実に汚濁負荷量の削減が図られてきており、窒素及び<sup>りん</sup>燐についても、削減指導方針等により削減を図ってきた。しかしながら、環境基準の達成状況は、ほぼ横ばいの状況にある。その要因としては、閉鎖性水域が持つ海水交換の悪さや、植物プランクトンの増殖によるCODの内部生産、過去に堆積した底泥の影響等により、流入汚濁負荷の削減が水質改善に直ちに結びつかなかったものと考えられる。なお、中央環境審議会答申「第5次水質総量規制の在り方について」では、内部生産によるCODが約4割を占めると推計されることから、CODの抑制を図るためには、CODの削減と併せて窒素・<sup>りん</sup>燐の負荷量を削減することが効果的であるとされており、引き続きCOD及び窒素、<sup>りん</sup>燐の汚濁負荷量を削減していく必要がある。

#### ウ 過去の施策の実施状況及び評価

##### (ア) 過去の施策の実施状況

##### A CODに係る水質総量規制の推進

瀬戸内海の水質保全を図るため、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、4次にわたるCOD総量削減計画を定め、削減目標量達成のため、下水道の整備、総量規制基準の遵守等の諸施策を実施してき

た。その結果、瀬戸内海に排出されるCOD汚濁負荷量は、昭和54年度の156t/日から、平成元年度には、114t/日、さらに平成6年度においては92t/日、平成11年度においては81t/日と削減が図られた。しかしながら、依然として環境基準未達成の水域があるため、平成14年7月に「第5次水質総量削減計画」を定め、平成16年度における汚濁負荷量を65t/日に削減するため、下水道の整備やし尿浄化槽の維持管理等、生活排水対策に重点をおいた対策を実施している。

また、水質総量規制を推進するにあたり、COD汚濁負荷量を把握するため、水質テレメータ監視システムや水質管理システムにより報告の徴収、集計処理を行っている。

## B 富栄養化対策

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき「<sup>りん</sup>燐及びその化合物に係る削減指導方針」を策定し、昭和55年度以降削減指導を実施してきた。第1期から第3期の削減指導方針の目標については、それぞれ着実に達成してきた。これにより瀬戸内海に排出される<sup>りん</sup>燐及びその化合物の量は、昭和54年度11.3t/日であったものが、昭和59年度6.9t/日、平成元年度6.1t/日、平成6年度5.6t/日に減少した。しかし、依然として富栄養化の状態となっていることから従来の<sup>りん</sup>燐に窒素を加えた「<sup>りん</sup>窒素及びその化合物並びに<sup>りん</sup>燐及びその化合物に係る削減指導方針」を平成8年7月に策定し削減指導を実施した結果、<sup>りん</sup>燐及びその化合物の量は、平成11年度5.3t/日に減少し、窒素及びその化合物の量は、平成6年度95t/日から平成11年度82t/日に減少した。

また、平成10年5月に「兵庫県瀬戸内海富栄養化対策推進計画」を策定するとともに、「<sup>りん</sup>窒素及び<sup>りん</sup>燐に係る削減指導要領」を策定し、工場・事業場の排水に係る水質管理値（指導値）を定め、その遵守等による排出量の削減指導を行っている。平成13年度においては、91工場・事業場について、<sup>りん</sup>窒素及び<sup>りん</sup>燐の排出状況調査を行い、併せて排水処理施設の整備、維持管理の徹底、副原料の転換等による削減の指導を行った。

なお、従来のCODに<sup>りん</sup>窒素及び<sup>りん</sup>燐を加えた第5次水質総量削減計画では、平成16年度における汚濁負荷量を窒素については77t/日、<sup>りん</sup>燐については4.6t/日に削減することをしている。

## C 生活排水対策の推進

### ア 総合的な生活排水対策の推進

県では、2004年（平成16年）までに県下の生活排水処理率を99%まで高めることを目標に「生活排水99%大作戦」を展開し、各市町で策定された「生活排水処理計画」に基づき、下水道をはじめ農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化などの生活排水処理施設の整備を計画的に推進した。

また、富栄養化対策として、下水道整備、し尿処理等における高度処理



の導入、洗剤の適正使用に関する啓発などの対策を推進してきた。

表 2 - 1 - 2 1 生活排水処理率

	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	芦屋市	伊丹市
平成9年度末	98.9	82.5	99.9	81.7	97.5	99.4	98.4
平成13年度末	99.8	91.7	99.9	89.0	99.9	99.7	98.9

	加古川市	宝塚市	高砂市	川西市	播磨町	地域計
平成9年度末	66.7	93.0	56.9	96.8	47.3	91.8
平成13年度末	80.9	98.6	75.3	98.7	74.6	96.1

(注) 県県民生活部調べ

(1) 下水道の整備

公共用水域の水質汚濁を防止し、都市環境の改善に資するため、当地域において、県では、4流域5処理区で流域下水道事業を実施中であり、市町の施工する公共下水道事業については、全11市1町で整備推進を図っている。下水道の整備状況は、表2-1-22のとおりであり、当地域における平成13年度末の下水道人口普及率は93.9%、播磨地域では81.7%である。

また、表2-1-23のとおり8処理場において高度処理を行っている。

表 2 - 1 - 2 2 下水道整備状況

市町名	行政人口 (千人)	処理区域	
		面積(ha)	人口(千人)
神戸市	1,478.4	16,184	1,449.6
姫路市	475.9	8,757	411.0
尼崎市	463.3	3,999	463.2
明石市	291.6	3,157	253.1
西宮市	436.9	4,718	435.6
芦屋市	86.5	1,030	86.2
伊丹市	190.6	1,999	188.6
加古川市	265.9	2,959	201.0
宝塚市	216.5	2,319	211.1
高砂市	97.5	916	63.2
川西市	156.6	2,152	153.7
播磨町	34.2	329	23.7
計	4,193.9	48,519	3,940.0

(注) 1 平成14年3月31日現在  
 2 行政人口は、住民基本台帳(県市町振興課)による  
 3 処理区域(面積、人口)は、県県土整備部調べ

表 2 - 1 - 2 3 下水道終末処理場における高度処理導入状況

処 理 場 名	供用開始年度 (一部を含む)
猪名川流域下水道 原田処理場	平成10年度
武庫川上流流域下水道 武庫川上流浄化センター	平成 4 年度
神戸市(単独公共下水道) ポートアイランド処理場	平成10年度
” 鈴蘭台処理場	平成13年度
” 玉津処理場	昭和56年度
明石市(単独公共下水道) 大久保浄化センター	平成 8 年度
西宮市(単独公共下水道) 枝川浄化センター	平成 3 年度
芦屋市(単独公共下水道) 南芦屋浜下水処理場	平成13年度

(注) 1 平成14年3月31日現在  
2 県県土整備部調べ

(ウ) その他の生活排水処理施設の整備

A 農業集落排水処理施設

農村地域における農業用水の水質保全や生活環境の改善を図るため、表 2 - 1 - 2 4 のとおり農業集落排水処理施設の整備を図ってきた。

表 2 - 1 - 2 4 農業集落排水処理施設整備状況

事業主体	市町名	地区名	着手年度	供用開始年度	処理戸数	処理人口
神戸市	神戸市	大沢	平成 4 年度	平成 9 年度	141戸	840人
		岩岡	平成 5 年度	平成 9 年度	371	1,710
		西脇	平成 5 年度	平成 9 年度	357	1,690
		北古	平成 6 年度	平成10年度	204	1,000
		平野中村	平成 7 年度	平成10年度	73	330
		萩原	平成 6 年度	平成11年度	144	840
		広谷	平成 7 年度	平成11年度	404	2,260
		吉生	平成 9 年度	平成12年度	119	470
		屏風	平成10年度	平成13年度	71	470
姫路市	姫路市	太尾	平成 5 年度	平成 9 年度	148	820
		岩屋	平成 6 年度	平成 9 年度	131	530
		打越・毛野	平成 6 年度	平成10年度	214	2,050
		牧野	平成 7 年度	平成11年度	117	770
		上伊勢大堤	平成 7 年度	平成11年度	180	740
		山田多田	平成 8 年度	平成12年度	218	930
		細野	平成 8 年度	平成12年度	80	330
		刀出	平成 8 年度	平成12年度	208	880
		西山田	平成 9 年度	平成13年度	192	1,220
		大釜	平成10年度	平成13年度	80	360
計	-	19地区	-	-	3,452	18,240

(注) 1 平成14年3月31日現在(平成9年度~13年度に供用開始した事業)  
2 県農林水産部調べ

## B コミュニティ・プラント整備事業

地域単位で各家庭からの生活排水を処理するため、コミュニティ・プラントの整備を表2-1-25のとおり図ってきた。

表2-1-25 コミュニティ・プラント整備状況

区 分	施設数	処理能力
コミュニティ・プラント	1	960kℓ/日

(注) 1 平成14年3月31日現在  
2 県県民生活部調べ

## C 合併処理浄化槽の普及促進

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、下水道未整備地域における生活排水対策の柱として位置づけている。その普及については、昭和62年度に国庫補助制度が新設され、平成13年度までに事業主体(5市)が補助事業を実施している。

これらの補助事業を軸として、市町が策定した生活排水処理計画に基づき合併処理浄化槽の普及を図るとともに、適正な設置及び管理を促進するため、兵庫県合併処理浄化槽普及促進協会(平成元年設立)等と連携して、関係業者に対する指導及び浄化槽管理者に対する啓発指導を行ってきた。

合併処理浄化槽の設置状況は、表2-1-26のとおりである。

表2-1-26 合併処理浄化槽設置状況

合併処理浄化槽基数
10,977

(注) 1 平成14年3月31日現在  
2 県県民生活部調べ

## D し尿処理施設の整備

し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するため、市町等(一部事務組合を含む。)は、し尿処理施設の整備を図り、水質汚濁等が発生しないように維持管理に努めている。

し尿処理施設の整備状況は、表2-1-27のとおりである。

表2-1-27 し尿処理施設整備状況

区 分	施設数	処理能力
し尿処理施設	8	1,361kℓ/日

(注) 1 平成14年3月31日現在  
2 県県民生活部調べ

## E 底質汚染対策

しゅんせつ汚泥の処分地がないため、港湾区域においては、平成9年度以降はしゅんせつ事業を実施していない。

## F 流出油等の対策

当地域は、兵庫県石油コンビナート等特別防災区域（尼崎地区、神戸地区、東播磨地区及び姫路臨海地区）に指定されており、このため、兵庫県石油コンビナート等防災計画等を策定し、関係行政機関及び事業者が共同防災組織を設けている。緊急時の応急対策、予防及び復旧対策を確立するとともに、オイルフェンス、展張船など資機材の充実に努めてきた。

## G 赤潮防止対策

赤潮防止対策として次の事業を行ってきた。

### (A) 赤潮対策調査

兵庫県では、瀬戸内海に多発する赤潮の発生機構について調査研究を行ってきた。平成13年度は、対策が急がれているヘテロカプサプランクトン等の発生状況とその変動についての調査研究を行い、大量発生機構の解明、並びに予察技術の確立に努めた。

また、大阪湾及び播磨灘における富栄養化対策を検討するため、窒素及び燐の構成比と植物性プランクトンの増殖量との関連について調査し、重金属類の取り込みがこれらのプランクトンの増殖に大きくかかわっていることを見いだした。

### (B) 赤潮対策連絡会議の開催

瀬戸内海における赤潮発生の防止を図るため、庁内関係部課及び関係機関が協力して組織体制をつくり、赤潮に関する情報の収集、赤潮発生要因の調査、究明等の準備・調整、赤潮発生の防除等の施策の調整などを行ってきた。

## H 瀬戸内海浄化対策

### (A) 瀬戸内海の環境保全に関する兵庫県計画の推進

平成12年12月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更を受け、また、従来のCODに加えて窒素及びりんを対象とする第5次水質総量規制にも対応するため、瀬戸内海環境保全特別措置法第4条に基づく兵庫県計画の変更を平成14年7月に行った。

### (B) 瀬戸内海の環境保全に関する会議等

瀬戸内海の環境保全を図るため、兵庫県をはじめ沿岸域の知事・市長による「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」が昭和46年に設立され、瀬戸内海環境保全憲章を採択し、その実現を目指して、広域的な相互協力のもとに広域総合水質調査などの各種施策を推進してきた。平成13年度においても7月30日に山口県宇部市で第31回知事・市長会議を開催し、瀬戸内海の環境保全及び快適な生活環境の創造について協議を行うとともに、瀬戸内

海の環境保全について、関係省庁に要望するなど、取組を進めている。

(C) 兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会

県下における瀬戸内海の環境保全の推進を図り、快適で人間性豊かな生活ゾーンの確保に資することを目的として、昭和54年に設立された「兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会」は、県、関係市町、衛生団体、漁業団体、事業場など398団体(平成14年5月現在)を会員として、クリーン兵庫運動の実施(6月)、地域別研修会の開催、環境保全情報資料の提供など、瀬戸内海環境保全思想の普及啓発活動を実施してきた。

(D) (社)瀬戸内海環境保全協会への協力

瀬戸内海の環境保全に関する思想及び意識の高揚、調査研究などの推進を図るため、昭和51年12月に設立された「(社)瀬戸内海環境保全協会」に協力し、毎年6月の「瀬戸内海環境保全月間」事業などを展開している。

I 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、水質汚濁防止法の対象工場等のうち1日当たりの最大排水量50m<sup>3</sup>以上の規模のものについて、瀬戸内海の水質保全を図るため、特定施設の設置・変更については、許可を受けることとされている。

平成13年度に行った許可状況は表2-1-28のとおりで、特に汚濁負荷量が増加する工場などについて、強力な行政指導を行っている。

表2-1-28 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく設置許可等状況

区分 許可主体	設置許可	変更許可
県	53	58
神戸市	2	9
姫路市	7	10
計	62	77

(注) 県民生活部調べ

(1) 過去の施策の評価分析

4次にわたるCOD総量規制が実施され、着実にCOD汚濁負荷量の削減が図られた。また、「窒素及びその化合物並びに<sup>りん</sup>燐及びその化合物に係る削減指導方針」等に基づき窒素及び<sup>りん</sup>燐の汚濁負荷量の削減が図られた結果、大阪湾及び播磨灘の水質は改善効果が見られ一応の成果が上がっているが、依然として一部の海域では環境基準が未達成である。

このため、引き続きCOD及び窒素、<sup>りん</sup> 燐の汚濁負荷量の削減が必要であることから、「第5次総量削減計画」(平成14年7月)に基づき、下水道の整備等生活排水対策を中心とした施策を推進する必要がある。

## エ 今後講ずる施策及び達成目標

### (ア) 達成目標

大阪湾及び播磨灘のCOD、大阪湾の窒素及び<sup>りん</sup> 燐について、環境基準の達成を図る。

このため、COD及び窒素、<sup>りん</sup> 燐に係る水質総量規制、富栄養化対策等の対策を総合的に推進する。

また、広域的な環境問題に対しては、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と協力し、関係機関との連携を図りながら対策の推進に努める。

### (イ) 今後講ずる施策

#### A 第5次水質総量削減計画の推進

平成16年度を目標とする「第5次水質総量削減計画」に基づき、瀬戸内海関係13府県とともにCOD及び窒素、<sup>りん</sup> 燐の負荷量の計画的な削減を図る。

#### (A) COD及び窒素、<sup>りん</sup> 燐の負荷量の削減目標

平成16年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は表2-1-29のとおりである。

表2-1-29 発生源別の削減目標量

	削減目標量 (t/日)			〔参考〕平成11年度における量 (t/日)		
	COD	窒素	<sup>りん</sup> 燐	COD	窒素	<sup>りん</sup> 燐
生活排水	34	30	2.2	43	31	2.3
産業排水	25	28	1.8	26	29	1.8
その他	6	19	0.6	12	22	1.2
合計	65	77	4.6	81	82	5.3

(注) 県民生活部調べ

#### (B) COD、窒素及び<sup>りん</sup> 燐の負荷量の削減対策

##### 生活排水処理施設の整備等

2004年(平成16年)に生活排水処理率99%を目指して、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じて農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設及び汚泥再生処理センターの整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水処理対策を計画的に推進する。(表2-1-30~3

2 参照 )

このため、生活排水処理施設の整備を計画的に推進するとともに、県民負担の軽減や市町への財政的、技術的支援を積極的に実施する。

さらに、下水道の高度処理について、流域別下水道整備総合計画に基づき実施を図る。

併せて、下水道処理区域の拡大により、産業系排水の処理を進める。

表 2 - 1 - 3 0 下水道整備計画

市町名	平成13年度		平成18年度	
	行政人口 (千人)	処理区域人口 (千人)	行政人口 (千人)	処理区域人口 (千人)
神戸市	1,478.4	1,449.6	1,565.0	1,543.6
姫路市	475.9	411.0	489.6	452.4
尼崎市	463.3	463.2	463.3	463.3
明石市	291.6	253.1	295.2	285.6
西宮市	436.9	435.6	462.6	461.7
芦屋市	86.5	86.2	92.1	92.1
伊丹市	190.6	188.6	193.6	192.2
加古川市	265.9	201.0	266.0	229.3
宝塚市	216.5	211.1	222.5	218.0
高砂市	97.5	63.2	97.5	81.5
川西市	156.6	153.7	159.2	159.1
播磨町	34.2	23.7	34.7	32.7
計	4,193.9	3,940.0	4,341.3	4,211.5

(注) 1 13年度末行政人口は、住民基本台帳(県市町振興課)による

2 13年度末処理区域人口、18年度末人口は、県県土整備部調べ

表 2 - 1 - 3 1 農業集落排水処理施設整備計画

事業主体	市町名	地区名	着(予)定年度	供用開始予定年度	処理戸数	処理人口
神戸市	神戸市	勝雄	平成11年度	平成14年度	90戸	450人
		中山・野瀬	平成15年度	平成16年度	218	1,070
		寺谷	平成13年度	平成16年度	83	400
		僧尾	平成14年度	平成16年度	162	630
姫路市	姫路市	下垣内	平成9年度	平成15年度	531	2,520
		宮脇	平成9年度	平成16年度	797	3,680
加古川市	加古川市	八幡	平成10年度	平成14年度	224	1,150
		磐東	平成13年度	平成15年度	38	170
		磐西	平成14年度	平成16年度	65	220
		志方中部	平成15年度	平成16年度	222	800
		志方西部	平成15年度	平成16年度	424	1,330
計	-	11地区	-	-	2,546	12,420

(注) 県農林水産部調べ

表 2 - 1 - 3 2 合併処理浄化槽の整備推進計画

区 分	年 度	基数・処理能力
合併処理浄化槽	平成14～18年度	1,785基

(注) 1 平成14～18年度に実施が予定されている事業を示す。  
2 県県民生活部調べ

水質総量規制基準の遵守

水質総量規制基準の遵守・徹底を図ることにより、汚濁負荷量の削減を図る。

小規模排水対策の指導等

総量規制基準が適用されない小規模事業場等排水、畜産排水などの汚濁負荷量を削減するため必要な指導等を行う。

普及啓発等の促進

瀬戸内海の水質保全について、一般県民の広範な理解と協力を得るためにパンフレット等の広報手段及び水環境フォーラム等各種会議を通



じ、家庭でできる生活雑排水対策についての啓発を行い、県民が地域ぐるみで取り組める実践活動の促進を図る。

廃棄物処理施設の整備

廃棄物の処理を進め、播磨灘へ流入する汚濁負荷量の削減を図るため、新たな一般廃棄物最終処分場を整備する。

その他

汚濁負荷量を削減するため、底質改善対策、監視体制の整備、調査研究体制の整備等を実施する。

B 富栄養化防止対策

水質汚濁防止法に基づく窒素及び<sup>りん</sup>の排水基準並びに「窒素及び<sup>りん</sup>に係る削減指導要領」に基づく水質管理値の遵守の徹底、第5次水質総量削減計画に基づく排出負荷量の削減等、計画的、総合的な富栄養化対策を推進する。

さらに、下水道の高度処理について、流域別下水道整備総合計画に基づき実施を図る。

C 失われた良好な環境の回復・創造の推進

尼崎港における人工干潟や生物共生護岸等による水質浄化・環境修復の実証試験の成果も踏まえながら、開発等に伴い失われた藻場、干潟の回復を図るとともに、神戸空港島等における緩傾斜護岸や人工海水池等の設置により、良好な環境や多様な生態系の創出に努め、水質のより一層の改善を図る。

また、県民が気軽に海辺と触れ合える「瀬戸内なぎさ回廊づくり」を推進する。

D しゅんせつの推進

しゅんせつ、覆砂等を表2-1-33に示すとおり行う。

表2-1-33 しゅんせつ、覆砂等計画（平成14～18年度）（千<sup>3</sup>）

港名	地区	しゅんせつ	覆砂等	全体計画期間
尼崎西宮芦屋港	尼崎	23(46)	0(27)	H16～H21年度
東播磨港	伊保	20(75)	-	H18～H21年度
姫路港	浜田 網干	} 76(281)	-	H17～H20年度 H18～H20年度
合計		119(402)	0(27)	

(注) 1 ( )内は全体計画を示す。

2 県県土整備部調べ

E 流出油対策

オイルフェンス、吸着剤等を保管し、流出油が発生した場合に備える。

また、船舶廃油については、海洋汚染の防止対策として、それぞれが民間の廃油処理業者等へ処理を委託してきており、今後も適正処理の徹底を図る

とともに、関係行政機関と協議し、不法投棄防止のための指導徹底を図るほか、監視、取締りに努める。

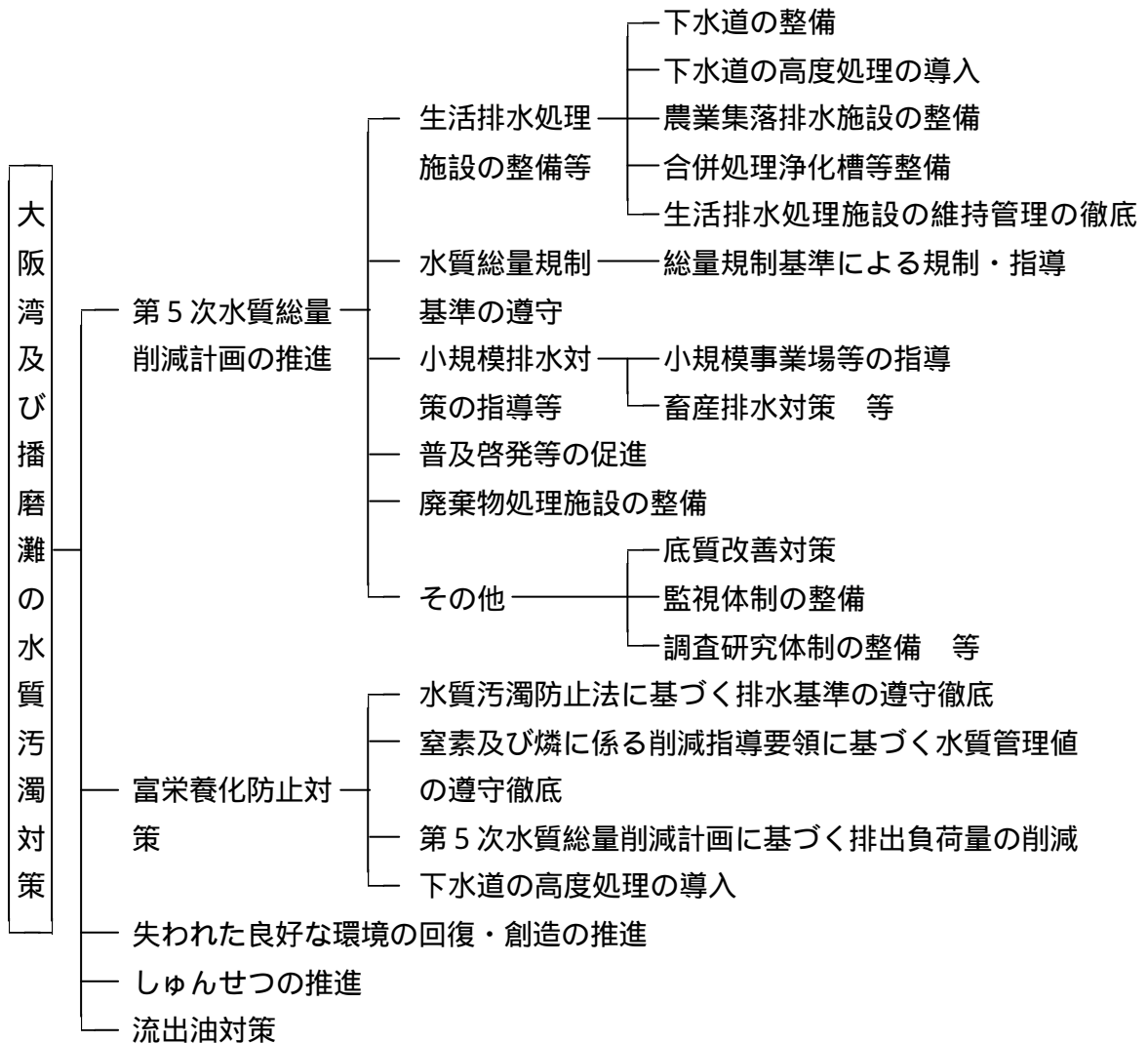


図 2 - 1 - 2 2 大阪湾及び播磨灘における水質汚濁対策の体系